日野平山台住宅駐車場使用規定

2015 年（平成 27 年）5 月 30 日改定版
日野平山台住宅管理組合法人

第１条　総則

共有敷地内の一部を駐車場とし、管理組合規約によりこの規定を定める。

第２条　使用者の資格

駐車場を使用できる者は、日野平山台住宅管理組合員（区分所有者）で現に当住宅に居住している者、およびその同居家族に限り、駐車台数は１住宅につき１両とする。

第３条　車種

駐車できる車種は、トラック等の運搬専用車を除く乗用車（バン・ワンボックス・SUV などを含む）とし、全長５ｍ、全幅２ｍ以下の車種とする。

第４条　使用申込および台帳登録

新規に駐車場を使用しようとする者は、所定の駐車場使用申込書に必要事項を記載のうえ、組合に提出しなければならない。

第５条　使用者の決定

申込者の数が、駐車台数を越える場合には、抽選その他公正な方法により使用者を決定する。ただし、参加資格および抽選方法については別途細則によるものとする。

第６条　使用契約

駐車場の使用期限は１年とし、別紙賃貸借契約書により契約する。使用期限は毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

第７条　許可書の交付

駐車場の使用承認を受けた者は、所定の許可書の交付を受けるものとする。

第８条　禁止行為

駐車場を使用するものは次の各号に定める行為をしてはならない。

（1）駐車場を他の用途に使用すること。

（2）駐車場を損傷するような行為。
（3）指定された場所以外に自動車を放置すること。
（4）駐車場の使用権を他人に譲渡または転貸すること。
（5）住宅環境をみだす悪臭､騒音を発する行為。
（6）他の使用者または住居者に迷惑をかけるような行為。
（7）駐車場の他の自動車を汚損または破損するおそれのある行為。
（8）全各号のほか、管理上の必要により組合の禁止した行為。

第９条　使用許可の取消し

下記事項に掲げる行為をしたときは、駐車場の使用許可を取り消すものとし、車庫賃貸借契約は理事会の決定に基づき解除されるものとする。
（1）８条の各号の掲げる禁止行為をしたとき。
（2）使用料を一ヵ月間滞納したとき。
（3）車を使用しなくなったとき、および転居したとき。

第１０条　損害賠償

駐車場における盗難および自動車相互の接触または衝突、その他人的事故によって生じた損害ならびに天災地変その他不可抗力による損害については、組合は賠償の責を一切負わない。
故意または過失によって駐車場に損害をあたえたときは、その者は速やかに原状に回復したうえ、損害を賠償しなければならない。

第１１条　使用料

使用料は周囲の民間駐車場の相場にあわせ改定するものとし、理事会が毎年度ごとに定める。使用料は毎月 27 日までに翌月分を日野平山台住宅管理組合に支払うものとする。

第１２条　一時利用

一定時間のあいだ空いている駐車場を工事業者などの外来者に、一時使用させることができるものとする。ただし．貸借契約者が同意した場合に限るものとする。本条項の運用方法は別途細則によるものとする。

第１３条　根津駐車場

（1）（有）ミノル興産と自動車保管場所賃貸借契約書を締結している根津駐車場については本規定を準用する。ただし、第 11 条の使用料を除く。

（２）占有者（区分所有者以外の者）およびその家族については、根津駐車場は利用できるものとする。

第１４条　臨時駐車場

駐輪場の一部分を、工事業者などの外来者に管理組合理事会が認めた場合に限り、臨時駐車場として使用することを認める。本条項の運用方法は別途細則によるものとする。

第１５条　改廃手続き

本規定は、管理組合理事会の議決により改定・廃止できるものとする。

第１６条　規定の発効

（１）本規定は、2015 年（平成 27 年）5 月 30 日より実施する。

（２）2008 年（平成 20 年） 4 月 13 日改定の「駐車場使用規定」は、これを廃止する。

改定記事

日付	内容	議決
1991 年 4 月 28 日 （平成 3 年）	・策定	通常総会
1991 年 6 月 15 日 （平成 3 年）	・一時利用規定の追加	理事会
1992 年 2 月 22 日 （平成 4 年）	・契約期限の変更・横溝駐車場の廃止 ・13 条 2 項の変更・経過措置の変更	理事会
2000 年 3 月 26 日 （平成 12 年）	・経過措置の削除 ・松村地所からミノル興産に変更 ・第 13 条および付則を第 13～15 条に分離	理事会
2008 年 4 月 13 日 （平成 20 年）	・第 3 条　車種および全長の変更 乗用車（ライトバンを含む）　→　乗用車（バン、ワンボックス、ＳＵＶなどを含む） 全長４.６ｍ　→　５ｍ ・第 11 条　使用料 毎月 28 日　→　毎月 27 日	通常総会
2015 年 5 月 30 日 （平成 27 年）	・第 14 条　臨時駐車場 項目を追加。前規定の第 14 条以降は繰り上げ（臨時駐車場の議決は、2015 年（平成 27 年） 4 月 19 日の通常総会） ・第 13 条　根津駐車場 １項　前条　→　第 11 条	理事会
2025 年 5 月 2 日	・フォント変更　MS 明朝　→　游ゴシック ・ファントサイズ変更　10.5 ポ　→　12 ポ	非承認版

日野平山台住宅駐車場使用規定５条
（使用者の決定）細則

1999 年（平成 11 年） 5 月 30 日版
日野平山台住宅管理組合法人

（使用者の決定）

１． 決定方式

(1) 使用者の決定は、構内駐車場および根津駐車場の各々についての待ち順登録方式とする。

(2) 各々の駐車場に空き駐車場が生じた場合には、登録順位の最上位の登録者から利用権が与えられる。

(3) 登録者が利用権を放棄した場合には、次順位の登録者に利用権が与えられる。利用権を放棄した登録者の登録は削除される。

２． 申し込み資格

(1) 構内駐車場

区分所有者で現に当住宅に居住している者およびその同居家族または既得権を持つ占有者およびその同居家族。

(2) 根津駐車場

区分所有者で現に当住宅に居住している者およびその同居家族または占有者およびその同居家族。

３． 登録順位の決定

(1) 登録順位決定のための抽選会により順位を決定する。

(2) 順位変更の抽選会は理事会が必要と認めない限り行われない。

(3) 抽選会実施後の登録申込み者は、その受付け順に各々の駐車場待ち順位の最下位に登録される。

(4) 登録申込み者または登録者に理事会が認めた持別な理白がある場合、理事会は順位の変更を行うことができるものとする。

４． 登録更新

待ち順登録者の登録更新は、登録者から中止の意思表示がない限り自動更新とする。

５． その他

(1) 規定の申込み用紙に所定の内容を記入し管理組合担当者に提出することで待ち順

登録申込みとする。

(2) 理事会は空き駐車場の発生、登録申込み、登録更新などにより待ち順位に変更が生じた場合には、登録されている順位を公示しなければならない。

改定履歴

日付	内容	議決
1991年4月28日 （平成3年）	・初版	通常総会
1991年5月1日 （平成3年）	・実施開始	理事会
1999年5月30日 （平成11年）	・登録更新を自動更新に変更（自動更新自体は以前から実施されていた）	理事会
2025年5月3日	・フォント　MS明朝　→　游ゴシック ・フォントサイズ　10.5ポ　→　12ポ	非承認版

日野平山台住宅駐車場使用規定 12 条

(一時利用)細則

1991 年（平成 3 年）6 月 15 日版

(一時利用)

本細則は、当住宅前公道における違法駐車の排除ならびに当住宅への出入り業者の無秩序な構内駐車場の利用を是正することを目的として定める。

１．一時利用駐車場の登録

駐車場の賃貸借契約の契約時に、駐車場の一時利用を許諾する契約者を登録する。

２．一時利用の申込み

(1) 駐車場の一時利用を希望する居住者は、前もって所定の用紙に必要事項を書き込み管理組合の担当まで、２部提出し申込みを行う。

(2) 申し込み期日は、利用日の３日前を原則とする。

３．駐車場の割当て

(1) 駐車場の一時利用の申込みを受けた管理組合担当者は、一時利用目的に登録されている駐車場から、適当なものを選択する。

(2) 駐車場の契約者に、一時利用の同意確認をした上で、申込み者に「駐車場一時利用許可書」を発行する。その際、代替え駐車場も同時に選択する。

(3) 管理組合担当者は、一時利用の申込み用紙に一時利用予定の駐車場と代替え駐車場の番号を書き込み、1 部を連絡員に提出する。

４．駐車場の利用

(1) 駐車場利用者は、「駐車場一時利用許可書」に必要事項を書き込み、駐車する車に掲示して駐車場を利用する。

(2) 駐車場の貸借契約者が群事場の利用中止を申し入れた場合は、一時利用者は直ちに駐車場を明け渡す必要がある。

５．駐車場の変更

(1) 駐車場契約者からの利用中止の申し入れなどにより、駐車場変更の必要が生じた場合は、駐車場の変更を管理組合担当者もしくは連絡員まで、変更の申し入れができ

る。

⑵ 申し入れを受けた担当者または連絡員は、代替え駐車場または一時利用に登録されている駐車場から，一時利用可能なものを選択し駐車場の変更を行う。

⑶ 駐車場の変更について、管理組合もしくは連絡員は代替え駐車場を必ず斡旋する義務はないものとする。

６．事故などの責任

⑴ 一時利用責が駐車場などを損壊したり、他の駐車場内の車などと事故を起こした場合、最終的な賠償責任は一時利用者にある。

⑵ 賠償交渉にあたり一時利用を申し込んだ居住者は、交渉の仲介について責任を負うものとする。

決定・実施・改訂・廃止

議決：1991 年（平成３年）6 月 15 日　　理事会

実施：1991 年（平成３年）6 月 16 日

日野平山台住宅駐車場使用規定 14 条

（臨時駐車場）細則

2015 年（平成 27 年）5 月 30 日版

日野平山台住宅管理組合法人

（臨時駐車場）

本細則は、当住宅前公道における違法駐車の排除ならびに当住宅への出入り業者の無秩序な構内駐車場の利用を是正することを目的として定める。

１．　臨時駐車場の使用制限

(1) 臨時駐車場は、駐輪場の一部分を臨時的に使用するものであり、駐車場の出入り口経路にもあたるため、駐車できる車輌の大きさを次のように制限する。

長さ：4.1ｍまで

幅　：1.7ｍまで

(2) 臨時駐車場の使用時間は、基本的に午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) 臨時駐車場の使用申し込みは、原則として１日ごととする。

(4) 臨時駐車場の使用を認める事由は、特に規定しない。

２．　臨時駐車場の申込み・許可証発行

(1) 臨時駐車場の使用を希望する居住者は、前もって「臨時駐車場使用許可証」１部に必要事項を書き込み管理組合担当者まで申込みを行う。

(2) 申し込み期日は、使用日の１日前を原則とする。

(3) 臨時駐車場の申込みを受けた管理組合担当者は、「臨時駐車場使用許可証」の記載内容を確認の上、捺印し使用希望者へ受け渡して許可証発行とする。

３．　駐車場の利用

(1) 車輌運転者は、臨時駐車場を使用する際「臨時駐車場使用許可証」を駐車する車輌に掲示しなくてはならない。

(2) 車輌運転者は、臨時駐車場が駐輪場の一部であるため、必要に応じて駐輪してある自転車を整理して駐車スペースを確保しなければならない。

(3) 車輌運転者は、緊急時など管理組合から要請があった場合、直ちに臨時駐車場を明け渡さなければならない。

４．　事故などの責任

(1) 車輌運転者が駐輪場、駐車場などを損壊したり、駐輪場の自転車、他の駐車場内の車などと事故を起こしたり破損させた場合、最終的な賠償責任は車輌運転者にある。

(2) 賠償交渉にあたり臨時駐車場の使用を希望した居住者は、交渉の仲介について責任を負うものとする。

５．　管理組合担当者の選定

(1) 臨時駐車場の使用認可権限のある「管理組合担当者」は、１名に限定する。その人選は、管理組合理事会で決定・変更できるものとする。

(2) 「管理組合担当者」は必要に応じて、その権限を連絡員に委任することができる。

議決・改定記事

日付	内容	議決
2015 年 4 月 19 日（平成 27 年）	・駐輪場一部分の臨時駐車場として使用を認める	通常総会
2015 年 5 月 30 日（平成 27 年）	・発行	理事会